

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業等協同組合法			法令の番号	昭和24年法律第181号			
手続名	事業協同組合及び事業協同小組合の団体協約のあっせん又は調停			根拠条項	第9条の2の2			
審査基準	<p>第9条の2の2の規定による事業協同組合及び事業協同小組合の団体協約のあっせん又は調停の審査基準は、次によるものとする。</p> <p>① 紛争の解決について経済取引の公正上の必要性、事業の適性な確保をする上での必要性等を総合的かつ客観的に勘案し、判断するものとする。</p> <p>② 次のいずれかに該当するときは、あっせん又は調停を拒否するものとする。</p> <p>イ. 紛争の当事者間で十分話し合いが行われていないと認められるもの。</p> <p>ロ. 具体的な問題点、中小企業者への影響等が不明であると認められるもの。</p> <p>ハ. 既にあっせん又は調停が行われた紛争であって、その後特段の事情の変更のないもの。</p> <p>ニ. 他の法的措置により解決を図ることができると認められるもの。</p> <p>ホ. その他、あっせん又は調停の申請が不合理と認められるもの。</p>							
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間 60日 標準経由期間 日	目次 NO